

香美町農業委員会総会(第5回)議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月) 9:30～10:13

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番 亀村 庄二
会長職務代理者	2番 古川 功兒
委員	3番 岡田 久志
	4番 西村 功
	5番 井村 壽之
	6番 文堂 福一
	7番 中村 成一
	10番 山本 薫
	11番 山本 太一
	12番 吉川 正人
	13番 橋本 幸長
	14番 前田 精一

4 欠席農業委員(2人)

8番 門垣 日出男
9番 中村 彰男

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

代表	1番 中川 君雄
	2番 高田 勝
	3番 青山 政行
	4番 原 君枝
	5番 小林 隆夫
	6番 田中 晃
	7番 田野 豊博
副代表	8番 東垣 泰彦
	9番 毛戸 良久
	10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 7月27日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)農地の転用(農業用施設)届出について

第4 議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第5 議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について

農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

事務局次長	福島 功
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は10番「山本 薫委員」と11番「山本太一委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、10番「山本 薫委員」と11番「山本太一委員」よろしく願います。

議 長	報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございますか。
	(質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきましては、7月21日に現地調査委員であります「井村壽之委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、県立香住高等学校の山側にJR山陰線が通っていますが、そのJRの高架橋を通過して約300mのところにあります。 申請地には、農業用倉庫が建っており耕作はされていませんが草刈りがなされ良好に管理されていました。 申請内容につきましては、農業用倉庫に入るための進上路です。注意事項としては、道が狭いので工事の際は近隣の営農作業に支障を来すことのないよう十分注意するよう届出人に伝えてあります。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありますか。
	(質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、日程第4 議案第15号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。続いて、本日も配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第15号の番号1番の申請について、7月21日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「山本太一委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

6番	申請地は、村岡地域局から国道482号を豊岡方面に向かって約2.8km進んだところで、国道482号沿いにあります。 申請地は、4年ほど前までは譲渡人が稲作をされておりましたが、3年前から高齢を理由に耕作をすることができなくなり2年間は湛水状態にして管理をされてきました。昨年より譲受人が利用権設定を行い稲作をされており今年で2年目になります。 申請内容は、譲渡人が高齢となり耕作が困難となったことから、甥にあたる譲受人に譲りたいとの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第15号 番号2番の申請について、7月21日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号笠波峠を鳥取方面から八鹿方面に下りますと黒田集落に入る交差点がありますが、その交差点を西側に入って約70mのところにあります。 申請内容は、この土地は以前に譲受人が譲り受けていましたが、所有権移転がなされておらず、この度、所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第5 議案第16号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」並びに「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。
議 長	事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の11ページから21ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第16号 番号1番の申請について、7月21日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

14番	申請地は、公立香住病院の真裏にあります。現地は市街化した区域にある農地で、何も栽培されておらず周囲の里道、水路はコンクリートが施されていました。 申請内容は、借人は建設業を営んでおられ自社が所有する倉庫が申請地の隣地にあり、申請地を資材置場兼駐車場用地として利用したい要望をしたところ貸人がそれに応じたものです。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第16号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第16号 番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	次に議案第16号 番号2番の申請について、7月21日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、香住郵便局から北に約50mのところ市街化した区域にあります。現地は、畑として野菜が栽培されており、一部、耕作放棄地がありますが宅地化されており里道、水路には影響はありません。 申請内容は、譲受人は会社員で神戸に在住ですが、全てのことを地元に住居の父親が代行し交渉管理をされています。この度、譲受人の所有する土地に隣接した申請地で駐車場経営を考えた譲受人の要望に譲渡人が応じたものです。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第16号 番号2番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第16号 番号2番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

印

印